熊本県バドミントン協会慶弔規程

（目的）

第1条　本規程は熊本県バドミントン協会(以下「本協会」という。)規約第十二章第２９条により、本協会にて行う慶弔見舞金等の贈与について定める。

（慶事）

第2条　慶事に関わる事項は次の通りとする。

⑴役員等及び役員等経験者の叙勲・褒章

⑵関係団体の慶事

2．慶事に対し次の事項について会長が総合的に判断し贈るものとする。

⑴会長名祝電

⑵お祝いの花

⑶記念品

⑷お祝い金

（弔事）

第3条　弔事に関わる事項は次の通りとする。

⑴役員等及び役員等の経験者

⑵役員等の配偶者

⑶関係団体役員の弔事

2．弔事に対し次の事項について会長が総合的に判断し贈るものとする。

⑴香典は１０,000円以内、供花及び弔電は、都度決定する。

（その他）

第４条　その他前条以外及び規定額以上の支出については、会長が決定する。

第５条　この規程の改廃は常任理事会で決定する。

附　則

この規程は平成２６年4月1日より施行する。